

特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等)の交通ルール



ポイント

- 全ての電動キックボード等が
 - ・ 運転免許不要ではありません。
 - ・ 歩道を通行することができるものではありません。
- 16歳未満は運転することができません。
- 安全のため、ヘルメットを着用しましょう。

1 特定小型原動機付自転車の位置付け

電動キックボード等のうち一定の基準を満たすものについては、原動機付自転車の一類型として「特定小型原動機付自転車」と位置付けられ、運転免許不要等の交通ルールが適用されています。



電動キックボード等

原動機付自転車

免許必要

一般
原動機付自転車(注)

法定速度30km/h

免許不要

特定小型
原動機付自転車

最高速度20km/h以下
※速度抑制装置で制御

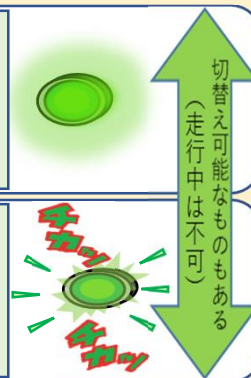
特例特定小型
原動機付自転車

最高速度6km/h以下
※速度抑制装置で制御

最高速度表示灯

緑色点灯

緑色点滅



※16歳未満は、運転禁止

(注) 電動機の定格出力等により、車両区分が自動二輪車等に該当する場合があります。

※ 警視庁ウェブサイト等も併せて御覧ください。

警視庁
ウェブサイト
ページ



警視庁ウェブサイト
特設ページ



警視庁ウェブサイト
交通事故防止のた
めの啓発動画



2 特定小型原動機付自転車とは

○ 次の基準を全て満たすものをいいます。

- ・ 車体の大きさは、長さ190センチメートル以下、幅60センチメートル以下であること
- ・ 原動機として、定格出力が0.6キロワット以下の電動機を用いること
- ・ 時速20キロメートルを超える速度を出すことができないこと
- ・ 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- ・ オートマチック・トランスミッション(AT)機構がとられていること
- ・ 最高速度表示灯が備えられていること(走行中緑色点灯)

これらに加え、

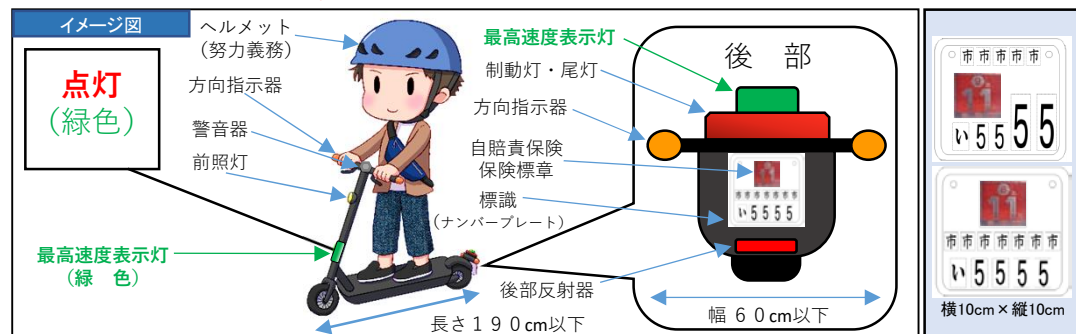
- ・ 道路運送車両法上の保安基準に適合していること
- ・ 自動車損害賠償責任保険(共済)の契約をしていること
- ・ 標識(ナンバープレート)を取り付けていること

が必要です。

また、安全のためヘルメットを着用しましょう。

※基準を満たさないものは、見た目が電動キックボード等であっても一般原動機付自転車や自動車に該当するので運転免許が必要です。

「特定小型原動機付自転車用」標識
(ナンバープレート)



○ 運転者の年齢制限【罰則】6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

- ・ 特定小型原動機付自転車を運転するのに運転免許は不要ですが、**16歳未満の者が運転することは禁止**されています。
- ・ 特定小型原動機付自転車を運転するおそれのある**16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供することも禁止**されています。

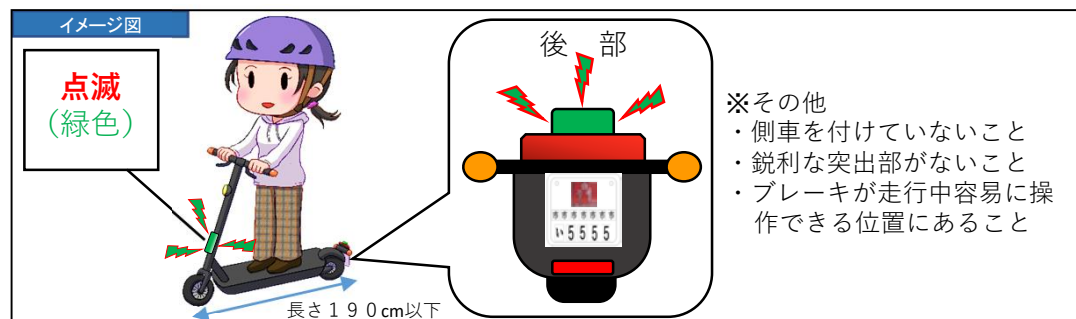
16歳未満



3 特例特定小型原動機付自転車とは

○ 特定小型原動機付自転車の基準を満たした上で、次の基準を全て満たすものをいいます。

- ・ 最高速度表示灯を点滅(緑色)させていること
- ・ 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと 等(下記参照)



※その他

- ・ 側車を付けていないこと
- ・ 鋭利な突出部がないこと
- ・ ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること



※ 特定小型原動機付自転車の種類

特定小型原動機付自転車は、電動キックボードタイプだけではなく、様々なタイプの車体があります。

- ・ 立ち乗り型(電動キックボード) ・ 着座型 ・ 三輪型 ・ 四輪型 等

※ 高速道路の走行について

特定小型原動機付自転車は、走行することはできません。

4 特定小型原動機付自転車の通行方法

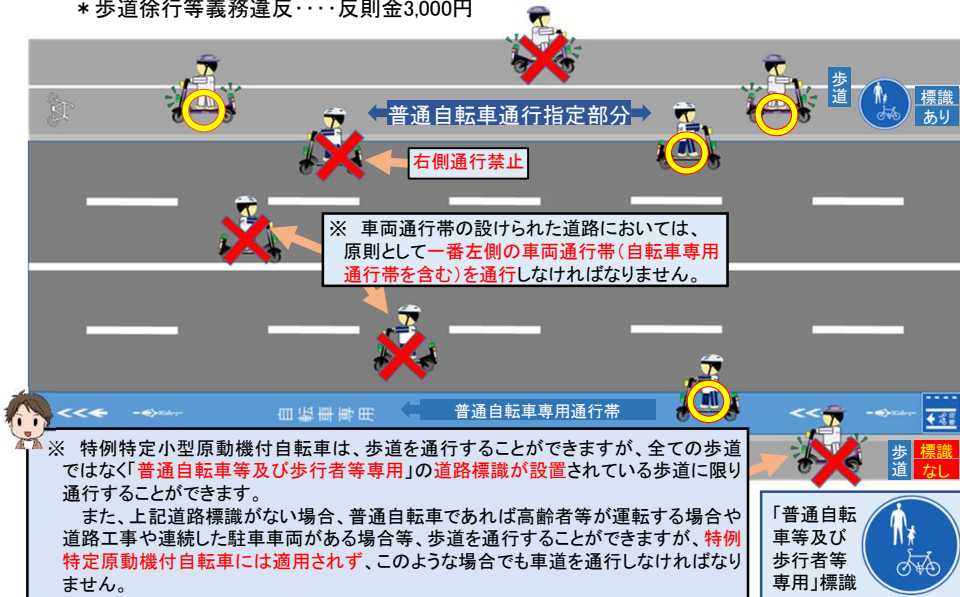
○ 車道の左側通行が原則

原則、**車道の左側端に寄って通行**しなければならず、右側を通行してはいけません。
(自転車道も通行することができます。)

* 通行区分違反・・・反則金6,000円

○ 特例特定小型原動機付自転車が通行可能な歩道を通行する場合

- 歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。
- 歩行者優先で歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。
- 歩道徐行等義務違反・・・反則金3,000円



○ 左折の方法

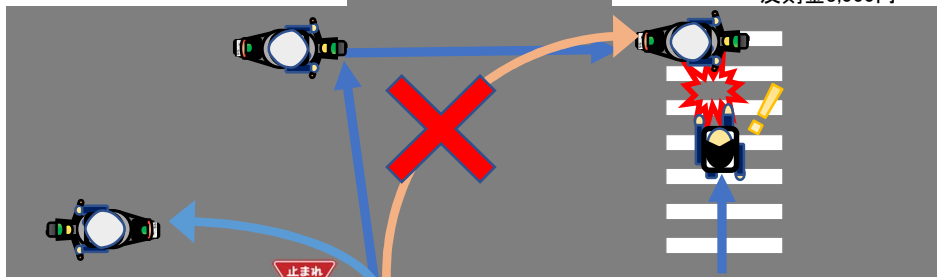
あらかじめ左側端に寄り、道路の左側端に沿って徐行しなければなりません。

* 交差点右左折方法違反
・・・反則金3,000円

○ 右折の方法

あらかじめ左側端に寄り、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。
つまり、どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

* 交差点右左折方法違反
・・・反則金3,000円



○ 一時停止

道路標識により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前で一時停止しなければなりません。

* 指定場所一時不停止等
・・・反則金5,000円

○ 横断歩道を通過する場合

横断中の歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません

* 横断歩行者等妨害等
・・・反則金6,000円

5 その他の交通ルール等

○ 飲酒運転の禁止

- お酒を飲んだときは**絶対に運転してはいけません**。
- 酒気を帯びている者で、飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し、**特定小型原動機付自転車を提供**したり、飲酒運転をするおそれがある者に対し**酒類を提供**し、又は**飲酒をすすめたり**してはいけません。

【罰則】5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 等

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。



○ 信号機の信号に従う義務

* 信号無視・・・反則金6,000円 等
原則として、車両用の信号に従わなければなりません。



○ 通行の禁止

* 通行禁止違反・・・反則金5,000円
道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。



特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。

特定小型原動機付自転車も従わなければなりません。

○ 補助標識について

本標識に附置されている補助標識「車両の種類」で、**普通自転車が交通規制の対象であること(対象でないこと)を示すものについては、特定小型原動機付自転車も交通規制の対象であること(対象でないこと)を示します。**ただし、特に区別する必要がある場合に限り、別に示されます。



○ 携帯電話等の使用の禁止

スマートフォン等を通話のために使用したり、その画面に表示された画像を注視しながら運転してはいけません。

* 携帯電話使用等・・・反則金12,000円

○ 交通反則通告制度

交通反則通告制度の対象となるので、交通違反(反則行為)をした場合、いわゆる**青切符**で処理されることとなります。 ※ 点数制度の対象ではありません。



※ 交通反則通告制度は、運転者が反則行為(比較的軽微な道路交通法違反行為)をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されるという制度です。

○ 放置違反金制度の対象

警察官や駐車監視員が、駐車車両を放置車両として確認した場合、確認をした旨を告知する放置車両確認標章を車両の見やすいところに取り付けます。
車両の運転者が反則金を納付しないなど、運転者の責任が追及できない場合は、その**車両の使用者**に対して、放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられます。



○ 特定小型原動機付自転車運転者講習制度

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(特定小型原動機付自転車運転者講習)制度は、特定小型原動機付自転車の運転に関し、**一定の違反行為(17種類の危険行為)を3年以内に2回以上反復して行った者**に対し、都道府県公安委員会が**講習の受講を命ずる**ものです。
受講命令を受けたにもかかわらず受講しなかった場合は罰則が適用されます。

【罰則】5万円以下の罰金

○ 点数制度によらない行政処分

運転免許を受けている人が飲酒運転したり、死亡事故やいわゆる「ひき逃げ」事故をするなど、悪質、危険な行為をした場合、点数制度によらない行政処分の対象として運転免許の停止等の処分を受けることがあります。

○ 交通事故の場合の措置

交通事故が起きたときは、**負傷者を救護したり、直ちに警察官に交通事故について報告したりしなければなりません。**これらの措置を講じなければ、いわゆる「ひき逃げ」になります。

【罰則】10年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 等